

福生市地域包括支援センター加美 運営規程

(事業の目的)

第1条 福生市が設置し、社会福祉法人福陽会が受託運営する福生市地域包括支援センター加美（以下「センター」という。）が行う包括的支援事業（以下「事業」という。）、任意事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう「介護予防給付」「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスを適切に確保できるようその調整に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 福生市地域包括支援センター加美

所在地 東京都福生市加美平 3-6-10 メゾン加美平 103 室

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 保健師又は経験ある看護師 1名（常勤）
- (2) 社会福祉士又は経験ある社会福祉主事 1名（常勤）
- (3) 主任介護支援専門員 1名（常勤）
- (4) 事務員 1名（常勤）
- (5) センター長（管理者）は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、同条第1項から第4項までの職員のいずれかが兼務する。
- (6) その他地域の実情に合わせ、必要な専門職及び事務員又は非常勤職員を若干名置くことができる。
- (7) 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までの各日とする。（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 電話等により、上記の業務時間以外にも、連絡が可能な体制とする。

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第6条 下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

- (1) センターの公正・中立性の確保に関すること
- (2) センターの職員の確保に関すること

(センターの基本機能)

第7条 以下次の基本機能を担うものとする。

- (1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。(共通の基盤整備)
- (2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。
また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)
- (3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)
- (4) 介護予防給付、介護予防・日常生活支援総合事業が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。(指定介護予防支援、第一号介護予防支援事業)
- (5) 地域の多様な関係者と協働し、ケース検討を通じた個別課題の解決、地域課題の把握、地域づくりを目的とした会議を推進する。(地域ケア会議)
- (6) その他介護予防、認知症施策、介護に関する知識の普及と介護者支援を推進する。

(介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの委託)

第8条 第7条第4号の介護予防支援、第一号介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(利用契約)

第9条 介護予防支援、第一号介護予防支援を行うにあたっては、利用者と介護予防支援兼第一号介護予防支援契約書を締結しなければならない。

(料金)

第10条 介護予防支援、第一号介護予防支援の利用料はサービス提供開始以降一カ月にあたり4,686円(初回は7,896円)とする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、福生市内加美地区(牛浜第一町会、志茂第一町会、志茂第二町会、本町第一町会、本町町会、本町中央町会、本町第六町会、永田町会、長沢町会、加美町会、加美平団地自治会)とする。

(虐待の防止に関する措置)

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため次の体制を整備する。

- (1) センターに虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置。定期的な開催を行う。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待の防止のための対策を実施するための担当者を設置する。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 専門職等の資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上
- (3) 虐待防止研修 年 1 回以上

(秘密の保持)

第 14 条 業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た高齢者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第 15 条 提供した介護予防支援、第一号介護予防支援事業に関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。